

5 監 査 第 4 9 号
令 和 5 年 6 月 1 4 日

請 求 人 (略)

愛 知 県 監 査 委 員 前 田 貢

同 川 上 明 彦

同 山 内 和 雄

同 高 桑 敏 直

同 近 藤 裕 人

地 方 自 治 法 第 2 4 2 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 住 民 監 査 請 求 に つ い て
(通 知)

令 和 5 年 5 月 9 日 付 け で 提 出 の あ り ま し た 地 方 自 治 法 (昭 和 2 2 年 法 律 第 6 7 号)
第 2 4 2 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 住 民 監 査 請 求 (以 下 「 本 件 住 民 監 査 請 求 」 と い
う 。) に つ い て は 、 別 紙 の 理 由 に よ り 却 下 し ま す 。

別紙 本件住民監査請求を却下する理由

第1 請求の内容

本件住民監査請求については、請求人から令和5年5月9日付けで提出された愛知県職員措置請求書及び事実証明書により、請求の内容は、次のとおりと認めた。

1 請求の対象となる職員又は機関

愛知県人事委員会事務局（令和4年度定期監査調書作成職員、過去の苦情相談処理関係職員）及び愛知県教育委員会事務局（過去の苦情相談処理関係職員）

2 請求の対象となる財務会計行為

- (1) 人事委員会事務局が令和4年度に虚偽内容の定期監査調書を作成し、監査委員事務局の定期監査から逃れたことにより、正しい監査結果を得られなかった。
- (2) 人事委員会事務局の定期監査調書に、苦情相談の取扱件数15件、終了件数15件と記載されているが、私が行った苦情相談は人事委員会から教育委員会に伝達されただけで、人事委員会は苦情相談処理をしていないのに、人員を確保し、給与を支払っている。
- (3) 人事委員会から苦情相談を伝達された教育委員会も同様に苦情相談処理をしていない。

3 当該行為が違法・不当である理由

- (1) 監査調書に虚偽事実を記載することは、刑法の虚偽公文書作成等罪に該当する。
- (2) 地方自治法第2条第14項、第15項、第16項及び第17項に抵触する。
- (3) 地方公務員法第8条第1項第11号に抵触する。

4 請求する措置

- (1) 人事委員会事務局の苦情相談に係る支出、給与等を算定し、定期監査調書作成関係職員、過去の苦情処理関係職員及び管理責任職員から愛知県に返還する。
- (2) 職員の苦情相談を人事委員会事務局が責任を持って処理する。

第2 要件審査

本件住民監査請求が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の要件に適合しているかについて審査を行ったが、その結果は、次のとおりである。

法第242条第1項に定める住民監査請求の対象は、普通地方公共団体の機

関又は職員の財務会計上の行為又は怠る事実に限定されており、これらの行為について、当該普通地方公共団体の住民が違法又は不当である旨を指摘することをその要件としている。

請求人は、人事委員会事務局が作成した定期監査調書には虚偽の内容が記載されていること、人事委員会事務局から苦情を伝達された教育委員会事務局が苦情相談処理をしていないことが違法又は不当である旨を主張している。

この点、人事委員会事務局の定期監査調書の作成及び教育委員会事務局の苦情相談の処理については、財務会計上の行為とは言えず、住民監査請求の対象とはならない。

また、請求人は、自身が行った苦情相談は処理されていないにもかかわらず、人事委員会事務局が人員を確保し、給与を支払っていることが違法又は不当である旨を主張している。

この点、職員の給与に関する条例（昭和42年愛知県条例第3号）第29条によれば、給与を減額するのは、職員が正規の勤務時間中に勤務しないとき（同条第1項）及び職員が療養休暇により勤務しない場合であって、90日を超えて引き続き勤務しないとき（同条第2項）とされているが、請求人はこれらの点に係る違法性又は不当性について明らかにしていない。結局のところ、請求人の主張は、苦情相談の処理について個人的な見解を述べているにすぎず、財務会計上の行為の違法又は不当である旨の指摘としては明らかな失当である。

これらのことから、本件住民監査請求は法に定める要件を欠いている。

第3 結論

よって、本件住民監査請求は、法第242条の要件を欠いているので、不適法であり、これを却下する。